

令和 5年 4月 24日

姫路市新産業創出支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新産業の創出を図るとともに、市内中小企業者等の産業競争力を高めるため、半導体、水素、電池関連製品等の実用化に向けた調査、研究、開発又は実証の取組に対して助成を行う姫路市新産業創出支援補助金（以下「新産業創出支援補助金」という。）に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内中小企業者等 次に掲げる者をいう。

ア 市内に主たる事業所を置く個人事業主

イ 市内に本社を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）

ウ 市内に主たる事業所を置く中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定する中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）

エ 個人事業主、中小企業者又は中小企業団体のいずれかで、市内に新製品や新技術の研究又は開発の機能を有する研究所又は工場を有するもの

(2) 大企業 次に掲げる者をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記イからエまでに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5000万円を超え、かつ、常時使用する従業

員の数が100人を超える会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(3) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 個人事業主

イ 中小企業者

ウ 中小企業団体

エ 大企業

(4) 川下事業者等 最終製品製造事業者及びそのサプライヤー事業者、大学、研究機関等をいう。

(5) コンソーシアム 複数の事業者又は大学・公的研究機関等が役割分担を明確にし、連携、共同して補助事業を行うグループをいう。

(6) 単独申請 市内中小企業者等が単独で申請する区分をいう。

(7) コンソーシアム申請 市内中小企業者等が幹事となり、大学・公的研究機関又は大学・公的研究機関及び幹事以外の事業者と構成する2者以上からなるコンソーシアムが申請する区分をいう。

(補助対象者)

第3条 新産業創出支援補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。

）は、市内中小企業者等で、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

(2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (3) 姫路市税に滞納又は未申告がある者
- (4) 同一と認められる事業内容により、過去に、市、国等の補助金の交付を受けたことがある者（異なる補助事業区分（次条に規定するものをいう。）で申請する場合を除く。）
- (5) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- (6) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- (7) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- (8) 前各号に掲げるもののほか、新産業創出支援補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者
（補助対象事業）

第4条 新産業創出支援補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国が指定した特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）第1条各号に掲げるものをいう。）関連分野、水素関連分野、医療関連分野、環境関連分野又は次世代空モビリティ関連分野における製品や技術の実用化に向けた次に掲げる取組（以下「補助事業区分」という。）とする。

- (1) 可能性調査・研究
- (2) 実用化に向けた補助対象事業関連製品の研究・開発（基盤・実用化技術の研究・開発、新製品の開発・試作等）
- (3) 新規開発した補助対象事業関連製品の実証（試験運用・実証研究等）
（補助対象経費）

第5条 新産業創出支援補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は、含まない。

- (1) 原材料・副資材の購入に要する経費

- (2) 機械装置又は工具・器具の購入、改良、借り上げ又は修繕に要する経費
- (3) 外注加工費（設計委託、ソフトウェア開発委託等の経費を含む。）
- (4) 試験検査機関等における製品試験検査に要する経費
- (5) 技術指導の受入れに要する経費
- (6) 直接人件費
- (7) 調査等に要する経費
- (8) 共同研究に係る経費
- (9) 連絡や打合せのための通信や郵送に要する経費
- (10) 機器や機材等の運搬に要する経費
- (11) 前各号に掲げるもののほか、調査、研究、開発又は実証事業に必要と認められる経費

2 前条第1号に掲げる事業にあつては、川下事業者等からの受託費等がある場合は、同項に掲げる経費の合計から当該受託費等を控除した額を補助対象経費とする。
（補助金の額等）

第6条 補助対象者に交付する補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1,000万円を限度とする。この場合において、当該額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が、過去と同一と認められる事業内容により補助金の交付を受けようとするときは、補助対象外とする。

3 第1項の補助金の補助対象期間は、補助金の交付決定の日から1年間とする。
（交付申請）

第7条 新産業創出支援補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、姫路市補助金等交付規則第5条第1項に基づき、次に掲げる書類を作成し、市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 単独申請

ア 補助金等交付申請書【単独申請】（様式第1号）

イ 事業者概要書（様式第4号）

ウ 事業計画書（様式第5号）

エ 収支見込書（様式第6号）

オ 直近年度の確定申告書の写し（法人にあつては別表一、個人事業主にあつては（B）第一表及び収支内訳書の写し。ただし、事業開始後1年以内の事業者にあつては、税務署への法人設立届出書又は開業届出書に代えることができる。）

カ 法人の登記事項証明書の写し

キ 姫路市税に係る滞納がないことを証明する書類（滞納無証明書）

ク 誓約書（様式第7号）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) コンソーシアム申請

ア 補助金等交付申請書【コンソーシアム申請】（様式第2号）

イ コンソーシアム概要書（様式第3号）

ウ 事業者概要書

エ 事業計画書

オ 収支見込書

カ 直近年度の確定申告書の写し（法人にあつては別表一、個人事業主にあつては（B）第一表及び収支内訳書の写し。ただし、事業開始後1年以内の事業者にあつては、税務署への法人設立届出書又は開業届出書に代えることができる。）

キ 法人の登記事項証明書の写し

ク 姫路市税に係る滞納がないことを証明する書類（滞納無証明書）

ケ 大学・公的研究機関との共同研究に関する契約書又は研究者への依頼書・承諾書の写し

コ 誓約書

サ その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、補助事業に係る計画及び成果の見込みについて、申請者に発表を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の可否を決定したときは、補助金交付可否決定書(様式第8号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助金交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

第9条 削除

(計画変更の届出等)

第10条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに補助事業計画変更廃止(中止)申請書(様式第9号)及び変更収支見込書(様式第10号)を作成し、市長に届け出なければならない。

(1) 当該交付決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容又は遂行計画等に変更が生じた場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止した場合

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金事業計画変更・廃止(中止)承認通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(調査等)

第11条 市長は、必要に応じて、補助事業者は補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について説明又は文書の提出を求め、補助事業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(事業実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後10日以内に、次に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（兼補助事業完了届）（様式第13号）
- (2) 収支報告書（様式第14号）
- (3) 経費明細書（完了報告時）（様式第15号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の補助事業実績報告書（兼補助事業完了届）の提出を受けたときは、報告書に基づき補助事業の成果を審査し、補助金の額を確定するとともに、補助金確定通知書（様式第16号）により補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条第1項の通知を受けた補助事業者は、市長の定める日までに補助金等交付請求書（様式第17号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し補助金を交付する。

(帳簿等の保存期間)

第16条 補助事業者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間帳簿等の補助事業に係る全ての関係書類の原本を保存しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、第12条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第18号）により、補助金の全額又は一部の返還を請求することができる。

(加算金及び延滞金)

第18条 前条の規定により補助金の返還を請求された者は、その請求に係る補助金

等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前条の規定により、補助金の返還を請求され、これを期限の日までに納付しなかった者は、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第19条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、姫路市補助金等交付規則第13条第1項第3号に基づく市長の承認を受けないで新産業創出支援補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年1月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月9日から施行し、同月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第2条第8号及び第4条第1項の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条、第3条第4号、第4条、第6条、第7条第1項第1号及び第2号、第9条、第13条、第14条、第17条、様式第1号から様式第6号まで、様式第8号、様式第10号、様式第11号、様式第13号から様式第15号まで、様式第17号並びに様式第18号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号(第7条関係)

補助金等交付申請書【単独申請】

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者	所在地 (個人事業主は自宅住所)	(〒 -)	
	主たる事業所の所在地 (個人事業主は市内の主たる事業所、本店所在地が市外の法人は市内の研究施設又は工場の所在地を記載)	(〒 -)	
	法人の名称 又は 個人事業主の商号(屋号)		
	代表者名 (法人代表者は肩書と氏名) (個人事業主は氏名のみ)	肩書(法人のみ)	氏名

姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

令和 年度	補助金等の名称 姫路市新産業創出支援補助金	
交付申請額 円(千円未満切捨て)		
補助事業区分(該当するものに○) (1) 可能性調査・研究事業 (2) 研究・開発事業 (3) 実証事業		
補助事業着手年月日 補助金交付決定日以降		補助事業完了年月日(予定) 令和 年 月 日
担当者	職名	氏名
	電話番号	メールアドレス
添付書類 ・企業概要書 ・事業計画書 ・収支見込書 ・直近の確定申告書の写し ・登記事項証明書の写し(法人のみ) ・姫路市税滞納無証明書(原本) ・誓約書 ・その他市長が必要と認めるもの		
担当課所見		

様式第2号(第7条関係)

補助金等交付申請書【コンソーシアム申請】

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者	所在地 (個人事業主は自宅住所)	(〒 -)	
	主たる事業所の所在地 (個人事業主は市内の主たる事業所、本店所在地が市外の法人は市内の研究所又は工場の所在地を記載)	(〒 -)	
	コンソーシアム幹事企業名 (個人事業主は屋号)		
	代表者名 (法人代表者は肩書と氏名) (個人事業主は氏名のみ)	肩書(法人のみ)	氏名

姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

令和 年度	補助金等の名称 姫路市新産業創出支援補助金	
交付申請額 円(千円未満切捨て)		
補助事業区分(該当するものに○) (1) 可能性調査・研究事業 (2) 研究・開発事業 (3) 実証事業		
補助事業着手年月日 補助金交付決定日以降		補助事業完了年月日(予定) 令和 年 月 日
担当者	職名	氏名
	電話番号	メールアドレス
添付書類 ・コンソーシアム概要書 ・企業概要書 ・事業計画書 ・収支見込書 ・直近の確定申告書の写し ・登記事項証明書の写し(法人のみ) ・姫路市税滞納無証明書(原本) ・誓約書 ・大学・公的研究機関との共同研究に関する契約書、または研究者への依頼書・承諾書の写し ・その他市長が必要と認めるもの		
担当課所見		

コンソーシアム概要書

コンソーシアム構成員一覧（幹事事業者を含む） 事業者・機関数 者

No	項目	内容	
	事業者・機関名		
	所在地	(〒 -)	
	代表者名	役職名 氏名	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
	コンソーシアムにおける役割		
	事業者・機関名		
	所在地	(〒 -)	
	代表者名	役職名 氏名	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
	コンソーシアムにおける役割		
	事業者・機関名		
	所在地	(〒 -)	
	代表者名	役職名 氏名	
	担当者	氏名	
		所属・役職	
	コンソーシアムにおける役割		

※コンソーシアム構成員が4者以上になる場合は適宜用紙を追加してください。

※単独申請の場合は、この様式の提出は不要です。

様式第4号（第7条関係）

事業者概要書

事業者名（個人事業主は屋号）		本社（又は主たる事業所）の所在地 （〒 ）			
代表者役職名・氏名		担当者役職名・氏名		連絡先電話番号	
資本金			従業員数		
業績		売上高	経常利益	純利益	有利子負債
第 期	/ ~ /	千円	千円	千円	千円
第 期	/ ~ /	千円	千円	千円	千円
第 期	/ ~ /	千円	千円	千円	千円
主要製品売上構成（最近の決算）			主要株主		持株 比率(%)
製 品 名		比率(%)	(1)	株	
(1)			(2)	株	
(2)			(3)	株	
(3)			(4)	株	
(4)					
(5)					
(6)					
業務内容			公的助成等の実績（国・県補助金）		
取引銀行			その他事項（事業者としてのPR事項等）		
取引先					
※ 詳しい会社概要・取扱製品カタログ等があれば添付してください。					

（注意）コンソーシアム申請の場合は、大学・公的研究機関を除く全ての構成事業者について作成してください。

事業計画書

事業の名称
①事業の目的、意義
②事業の概要（具体的な内容がわかる資料〔図面・完成予想図等〕を必ず添付してください。）
③事業の特徴（新規性、将来性、想定される効果などを具体的に記入してください。）

事業計画書

④事業実施体制（組織・人員、大学、公的研究機関等との連携内容）

※特に、大学、公的研究機関等との連携内容については、コンソーシアム申請の場合は必ず記入してください。

⑤調査・研究・開発・実証事業の主たる実施場所

事業計画書

⑥事業計画

・事業実施の内容（事業の内容やスケジュールを詳細に記入してください。）

・事業実施の目標、成果（事業の目標、成果を記入ください。）

・上記事業に要する費用（事業の費用を記入ください。）
（収支見込書（様式第6号）に事業費の内訳を記載してください。）

_____ 円

様式第6号（第7条関係）

（事業計画に要する資金及び費用の内訳）

※補助対象期間における収支見込を記入してください。

収支見込書

申請者名： _____

1 収入

（単位：円）

区分	金額（税抜）	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
他事業者からの受託費		
その他		
合計（A）		

2 支出

（単位：円）

経費区分	金額（税抜）	摘要
原材料費等		
装置購入費等		
外注加工費		
製品試験検査経費		
技術指導費		
直接人件費		
調査経費		
共同研究費		
通信費		
運搬費		
その他の経費		
合計（B）		

誓約書
(姫路市新産業創出支援補助金)

私は、姫路市新産業創出支援補助金の交付を申請するに当たり、下記1から7までの内容について誓約します。

記

1. 姫路市新産業創出支援補助金交付要綱の補助対象者の要件を満たしています。
2. 申請内容に虚偽等が判明した場合は、補助金の返還等に応じるとともに、事業者名などの情報が公表されることに同意します。
3. 姫路市からの検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
4. 本事業に係る国等の補助金は、収支見込書に全て記載しています。
5. 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する関係機関等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び関係機関等が、申請者の経営に事実上参画していません。
6. 姫路市新産業創出支援補助金募集要領の「8 申請手続等(9) その他⑩」に規定する期間に、取得財産を廃棄したり、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡(売却)し、交換し、貸付し、または担保に供した場合は、補助金を返還します。
7. その他募集要領に記載する事項について遵守します。

以上

令和 年 月 日

(宛先) 姫路市長

本 社
所 在 地

※個人事業主は自宅住所を記入

法人の名称 又は

個人事業主の商号(屋号)

※個人事業主で商号(屋号)がない場合は、商号の記載は不要です。

代 表 者 名

【代表者名記入上のお願い】

※法人の代表者又は個人事業主が**自署**してください。

※記名(印刷、ゴム印等)の場合は、代表者印の押印が必要です。

様式第8号（第8条関係）

補助金交付可否決定書

姫産新第 一 号
年 月 日

様

姫路市長 印

補助金の交付について次のとおり決定したので、姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知する。

申請年月日	補助事業採択年度 令和 年度	補助金等の名称 姫路市新産業創出支援補助金
審査結果 承認・却下	却下の理由	
指令年月日	指令番号 姫産新第 一 号	
交付金額 円		
交付条件		
交付に係る指示事項		

様式第9号（第10条関係）

補助事業 計画変更 申請書
廃止(中止)

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者	本社所在地 (個人事業主は自宅住所)	(〒 -)	
	法人の名称 又は 個人事業主の商号 (屋号)		
	代表者名 (法人代表者は肩書と氏名) (個人事業主は氏名のみ)	肩書 (法人のみ)	氏名

姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり申請します。

指今年月日 年 月 日	指令番号 姫産新第 - 号
補助金等の名称 姫路市新産業創出支援補助金	
変更の内容 廃止(中止)の場合 は記入の必要はあ りません。	変更前
	変更後
変更又は廃止(中止)の理由	
変更後の効果(廃止(中止)の場合は、この欄の記入の必要はありません。)	
添付書類 1 (必要に応じて) 事業計画書、変更収支見込書 2 その他市長が指示するもの	

様式第10号（第10条関係）

（事業計画に要する資金及び費用の内訳）

※補助対象期間における収支見込を記入してください。

変更収支見込書

申請者名： _____

1 収入

（単位：円）

区分	金額（税抜）	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
他事業者からの受託費等		
その他		
合計（A）		

2 支出

（単位：円）

経費区分	金額（税抜）	摘要
原材料費等		
装置購入費等		
外注加工費		
製品試験検査経費		
技術指導費		
直接人件費		
調査経費		
共同研究費		
通信費		
運搬費		
その他の経費		
合計（B）		

様式第13号(第13条関係)

補助事業実績報告書(兼補助事業完了届)

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者	本社所在地 (個人事業主は自宅住所)	(〒 -)	
	法人の名称 又は 個人事業主の商号(屋号)		
	代表者名 (法人代表者は肩書と氏名) (個人事業主は氏名のみ)	肩書(法人のみ)	氏名

次のとおり事業を完了したので、姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第13条第1項の規定により提出します。

交付可否決定書の指令年月日 年 月 日	交付可否決定書の指令番号 姫産新第 - 号
変更承認通知書の指令年月日 (変更承認された場合のみ) 年 月 日	変更承認通知書の指令番号 (変更承認された場合のみ) 姫産新第 - - 号
補助事業採択年度 令和 年度	補助金等の名称 姫路市新産業創出支援補助金
補助事業の施行場所	
着手年月日 年 月 日	完了年月日 年 月 日
届出事項審査結果(補助事業者において記入しないこと。)	

収支報告書

申請者名： _____

1 収入

（単位：円）

区分	金額（税抜）	摘要
自己資金		
借入金		
補助金		
他事業者からの受託費		
その他		
合計（A）		

2 支出

（単位：円）

経費区分	金額（税抜）	摘要
原材料費等		
装置購入費等		
外注加工費		
製品試験検査経費		
技術指導費		
直接人件費		
調査経費		
共同研究費		
通信費		
運搬費		
その他の経費		
合計（B）		

経費明細書(完了報告時)

申請者名: _____

費用の明細

区分	品名	単価 (円)	数量	金額(円) (単価×数量)	補助対象経費 (円)	備考
原材料費等						
	小計					
装置購入費等						
	小計					
外注加工費						
	小計					
製品試験検査経費						
	小計					
技術指導費						
	小計					
直接人件費						
	小計					
調査経費						
	小計					
共同研究費						
	小計					
通信費						
	小計					
運搬費						
	小計					
その他の経費						
	小計					
合計						

※1欄内に記入しきれない場合は、明細が分かる資料を添付してください。
 ※2それぞれの経費を証明する書類(領収書の写し等)を添付してください。

様式第16号（第14条関係）

補助金確定通知書

姫産新第 - 確号
年 月 日

様

姫路市長 印

姫路市新産業創出支援補助金に係る補助金の額について次のとおり確定したので、
姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

指令年月日	
指令番号	姫産新第 - 号
補助金確定額	円
補助金に係る指示事項	

様式第17号(第15条関係)

補助金等交付請求書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

補助事業者	本社所在地 (個人事業主は自宅住所)	(〒 -)	
	法人の名称 又は 個人事業主の商号(屋号)		
	代表者名 (法人代表者は肩書と氏名) (個人事業主は氏名のみ)	肩書(法人のみ)	氏名

姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり請求します。

確定通知書の指令年月日 年 月 日	確定通知書の指令番号 姫産新第 - 確号
補助事業採択年度 令和 年度	補助金等の名称 姫路市新産業創出支援補助金
補助金確定額	円
交付請求額	円
添付書類 1 補助金確定通知書の写し	

様式第18号(第18条関係)

補助金返還命令書

姫産新第 ー 号
年 月 日

様

姫路市長 印

姫路市新産業創出支援補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	
円	
返還を命ずる理由	
補助事業採択年度 令和 年度	補助金等の名称 姫路市新産業創出支援補助金
確定通知書の指令年月日 年 月 日	確定通知書の指令番号 姫産新第 ー 確号
補助金支払年度 令和 年度	補助金等既交付額 円
返還期限 年 月 日 限り	
返還方法	